

■返戻金に関する事項■

採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に、本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により、紹介先及び採用決定者間の雇用契約が終了した場合、紹介先に対し、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

- 2. 採用決定者の退職が、紹介先の採用決定者に対する処遇、労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合、受領した紹介手数料を紹介先に返還することを要しないものとする。
- 3. 採用決定者の退職が、紹介先の採用決定者に対する処遇、労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合、未払の紹介手数料がある場合は、紹介先は当該未払分を全額支払わなければならないものとする。